

タブレット端末等貸与届出書兼誓約書

(宛先) 新発田市教育委員会 教育長

タブレット端末及び付属品の貸与を受けるにあたり、以下の項目について確認しました。

●確認事項（□に✓をつけてください）

- 下記「貸与に係る留意事項」を確認し、借用した機器を丁寧・適正に取り扱うことを含め全ての事項を遵守します。

年 月 日

所 属	新発田市立加治川中学校
	年 組 番
児童・生徒氏名	
保護者氏名（自署）	

貸与に係る留意事項
(タブレット端末及び付属品)

- 市立学校に在籍する児童生徒に家庭学習で利用する場合のタブレット端末等機器（以下「貸与機器」という。）の無償貸与を実施します。貸与機器の利用にあたり、本書の提出をお願いします。
- 貸与期間は義務教育が終了するまでとします。本書は年度ごとに提出していただく必要があります。
- 転校や卒業などにより在籍期間が終了するまでに、貸与機器を遅滞なく返却してください。
- 貸与機器の取扱いについては、下記の点に注意してください。

記

- 公序良俗に反することや違法行為、極端に生活リズムを崩すような利用はやめてください。市教育委員会において貸与機器の通信記録やWebアクセスの履歴を調査・確認することがあります。なお、学校外での利用におけるインターネット接続に係る通信料金や充電の際の電気料金については、ご家庭でご負担をお願いします。
- 貸与機器の利用にあたり、以下の事項を禁止します。以下の事項が守られず、貸与機器が正常に使用できる状態で返却されなかった場合には、弁償等の対応をしていただくことがあります。
- (1) 貸与機器を利用者以外の者（利用者を指導する教職員を除く。）に使用させ又は転貸すること。
 - (2) 貸与機器を売却、廃棄又は故意に破損すること。
 - (3) 貸与機器に装飾等を行い、受領時の状態に戻せないようにすること。
 - (4) 貸与機器を利用し、他者に対して被害や悪影響を与えること。
 - (5) 教育委員会が定める新発田市 G I G Aスクール運用ガイドラインに反すること。
 - (6) その他、機器貸与の目的に反すること。
- 貸与機器について、万が一、故障、破損、紛失、盗難等の事由が生じた場合は、速やかに学校に報告した上で学校の指示に従ってください。必要な手続きをお願いすることがあります。故障と判断しても、無断で修理をしないでください。
※市立学校に兄弟姉妹がいる場合は、人数分提出してください。